

令和4年度（2022年度）第3回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2022年6月22日（水）午後12時40分開会
場 所：北海道第二水産ビル 4階 4G会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第3回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、また、お昼休みの時間すら開始させていただいたにもかかわらず、ご出席をいただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席は、露崎会長、笠井亮秀委員、鈴木委員の3名、オンラインでの出席は、7名の予定のところ、大原委員と奈良委員がまだです。現在は5名で、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、白木委員については途中退席の予定と伺っております。

2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境政策課長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

○阿部環境政策課長 委員の皆様におかれましては、本日もお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、スケジュール調整の関係から、今、司会からありましたように、このようなイレギュラーな開始時刻となりましたことを心よりおわびいたします。

さて、本日の会議につきましては、風力発電の審議案件が6件ございまして、そのうち2件が答申予定となっております。このため、長時間にわたる審議が想定されるところでございますが、本日もどうぞよろしくお願いたします。

◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） 次に、審議会の運営についてです。

本日はオンラインを併用する対面形式での開催としておりますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止等に配慮した形で開催してまいります。

それでは、資料について確認いたします。なお、オンラインで参加の委員の皆様には、事前にお送りしております。資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1と資料1-2、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-4、資料4-1と資料4-2、資料5-1から資料5-3、資料6-1から資料6-3となっております。

以上のとおり、本日の議事は6件です。

議事（1）は、1回目の審議となります（仮称）石狩市沿岸洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。石狩湾洋上風力発電合同会社の事業で、石狩市沖の海域では9件目の洋上風力発電事業の計画です。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、25分程度を予定して

おります。

議事（２）と議事（３）は、いずれも、本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）石狩湾洋上風力発電所計画段階環境配慮書についてと（仮称）島牧村沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの主な２次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、それぞれ３０分程度を予定しております。

議事（４）と議事（５）は、いずれも１回目の審議となります（仮称）せたな松岡風力発電事業計画段階環境配慮書についてと（仮称）せたな太櫓ウインドファーム事業環境影響評価方法書についてです。せたな松岡はインベナジー・ウインド合同会社、せたな太櫓は五洋建設株式会社の事業です。事務局からの事業概要の説明、主な１次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、それぞれ３０分程度を予定しております。

最後に、議事（６）は、２回目の審議となります幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。事務局からは、関係町長意見、主な２次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、３０分程度を予定しております。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴者及び報道機関の方にはご退室いただきますので、ご協力をお願いいたします。

では、これからの議事進行は露崎会長をお願いいたします。

３．議 事

○露崎会長 それでは、これより議事（１）に入ります。

本日が１回目の審議となります（仮称）石狩市沿岸洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から事業概要等の説明及び主な１次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（五十嵐主事） まず、図書を用いまして事業概要の説明を行います。

表紙に記載がありますとおり、事業者は石狩湾洋上風力発電合同会社です。

本配慮書は４月２５日付で受理し、本審議会には４月２７日付で諮問しております。また、知事意見は８月１５日までを期限と求められており、縦覧期間は４月２５日から６月３日までとなっております。

では、図書の内容の説明に移ります。

本事業は、１回目の審議ではありますが、石狩湾における洋上風力発電を計画する事業であり、この海域における九つ目の事業となりますので、手短かに説明させていただきます。

初めに、３ページをご覧ください。

まず、発電所の出力等が記載されております。本事業は、総出力が最大１０３万２、０００キロワット、単機出力が９、５００キロワットから２万キロワットの着床式の風力発

電機を最大108基、洋上に設置する計画となっております。

また、関係自治体ですが、石狩市、小樽市、札幌市のほかに、今回、景観などの観点から、当別町、増毛町、江別市が含まれております。

続きまして、隣の4ページの図をご覧ください。

こちらは、今回の事業実施想定区域となります。また、本事業では、風力発電機設置想定範囲及び海底ケーブル敷設の可能性範囲が示されております。

風車の設置範囲は、陸域から最短1.9キロメートルで、事業実施想定区域は、石狩市と石狩湾漁業協同組合とで洋上風力発電機の設置についての合意形成がなされた範囲とされております。

次に、少し飛びまして、30ページをご覧ください。

こちらの図には、事業実施想定区域の周辺の他事業が示されております。多数の事業が重なっており、分かりづらいところですが、冒頭に説明したとおり、ほかに8事業ございまして、それぞれ当審議会で審議を行った、もしくは、行っている洋上風力発電事業になります。

次に、図書では第3章の区域及び周囲の概況になりますが、こちらは先行する案件と調査の範囲や対象等が共通しておりますので、説明を割愛させていただきます。

また大きく飛びまして、378ページをご覧ください。

こちらは、計画段階配慮事項の選定の表です。今回選定されている項目は、騒音及び超低周波音、風車の影、動物、海域に生息する植物、景観となっております。超低周波音については、発電所アセス省令に基づく環境要素の区分から外れましたが、本事業では選定されております。

次に、調査、予測及び評価について、それぞれ説明します。

まずは、騒音及び超低周波音、風車の影についてです。

それぞれ風車の設置予定範囲から3キロメートル、3.1キロメートルを調査範囲としております。特に、騒音及び低周波音については、他事業では2キロメートルを調査範囲とされることが多いのですが、本事業では、安全側の考えから3キロメートルと設定されており、その結果、重大な影響の可能性があると評価されております。

次に、動物については、事業区域の取り方による他事業との違いはあまり見られませんが、衝突リスクがある鳥類やコウモリ類、また、重要な場であるマリーンIBAや海域に生息する重要な種等に重大な影響を及ぼす可能性があると評価しています。

次に、植物については、主に藻場について評価を行っており、重大な影響を及ぼす可能性があると評価しています。

最後に、景観については、区域による他事業との評価の違い等はあまり見られませんでしたので、省略させていただきます。

駆け足になりましたが、事業概要については以上です。

続きまして、1次質問とその回答につきまして、資料1-1を使い、簡単にご説明させ

ていただきます。

まず、2ページの質問番号3-3をご覧ください。

海底ケーブルの敷設範囲に藻場が分布していることから、現段階でそこを除外できなかったのかを質問しました。これに対して、事業者からは、陸上の連携位置が不確定であるため、状況が進展するまで据え置いているが、今後、可能な範囲で回避していくものと考えているとのことです。

また、一つ下の質問番号3-4では、海底ケーブルの敷設範囲に国立公園が入っているので、除外について質問し、こちらも同様の回答となっております。

次に、同じページの一番下の質問番号4-1をご覧ください。

本事業では、動植物の予測、評価でも海底ケーブルの敷設について記載があることから、方法書以降も同様に海底ケーブルによる影響について調査、予測及び評価をするのか質問しました。これに対して、事業者からは、方法書以降も行っていくとのことです。

最後に、一番最後の4ページの質問番号4-20をご覧ください。

こちらは、景観について、海岸からの水平方向の風力発電機の広がりや陸上の展望地からの面的広がりが考えられるため、垂直見込角だけでなく、水平見込角も予測、評価の指標として重要であり、評価手法に工夫が必要ではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、配慮書段階では風力発電機の配置が未定であるため、検討に至らなかったが、水平見込角についても予測、評価の指標として検討するほか、先行事例や知見の集積に努めるとのことです。

以上、簡単ですが、1次質問とその回答についての説明とさせていただきます。

なお、委員の皆様には、審議会終了後、来週の7月28日頃をめどとして2次質問をお願いしたく、改めてメールにてご連絡させていただきます。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質問や意見をお願いいたします。洋上は新しい事案でもありますので、不明な部分が多々あると思います。むしろ、こういうところがよく分からないということがございましたら、遠慮なくご質問ください。

1点だけです。

くどういようですけれども、洋上発電について、今、自分が気にしているのは、陸上の風発との違いです。陸上では調べられているけれども、洋上ではまだ何も分かっていないということが多々あると思うのですが、そういう不明な点はどうするのだという質問をしてもよろしいものですか。

○事務局（石井課長補佐） 影響が分からないからこそ、きちんと計画を立てて調査していただくことが大事だと思います。その後の事業者が出してきた結果に対する評価をどう解釈するかというのはこちらの問題ですので、それをきちんと評価できるようにこちら準備をしなければならないなとは思いますが、その前段としてきちんと調査をしていただ

くことが必要だと考えております。

○**露崎会長** 今の点も含めまして、例えば、陸域では調べられるけれども、海域では同じ方法では調べられないということもあると思うので、その辺について確認したい点はございませんか。

○**先崎委員** 1次質問の質問番号4-4についてです。

昆虫について、今日は大原委員がいらしていないのですけれども、事業者回答にある多数衝突することはないと考えておりますという根拠は何なのでしょう。2次質問になると思いますが、そこはしっかりしていただいたほうがいいのではないかなと思います。

○**事務局（五十嵐主事）** その点については2次質問で事業者に根拠を確認いたします。

○**露崎会長** そのほかにご覧いただけますか。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** 変な話ですが、質問が少ない理由にはやっぱり書きづらいところがあるからだと思います。洋上は大規模なものもすごく多いので、今言ったように、ちょっとでも分からない点があったら、ぜひとも2次質問にご記入をよろしくお願いいたします。

それでは、議事（1）については審議を終了します。

続きまして、これより議事（2）に入ります。

本日が2回目の審議となり、本日の答申を予定しています（仮称）石狩湾洋上風力発電所計画段階環境配慮書についてについてです。まず、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局（道場主任）** まず、ご審議いただく内容を簡単に説明いたします。

資料2-1から資料2-4をご用意ください。

順番に説明していきますと、まず、資料2-1は、先月ご審議いただいた1次質問に2次質問を加えた事業者への質問と事業者回答、資料2-2は、質問と事業者回答のやり取りの中で生じた図書の修正などについて、事業者から提出されたもの、資料2-3は、事業に関係する市町長からの意見、最後に、資料2-4は、道から当審議会に諮問させていただきました本事業に係る答申文（案）たたき台となります。

前回の審議会でも触れたように、石狩湾の一般海域における洋上風力発電の計画としては、今回で8件目となります。一般海域では、国が促進区域を指定し、その後、公募によって選ばれた事業者に最大30年の占有権が与えられます。道内ではまだ促進区域の指定はないものの、有望な区域として道から国に情報提供を行っている段階でして、事業者も区域指定を見越してアセスメントを行っております。

次に、事業概要について図書を用いて簡単にご説明いたします。

先ほどの図書と色が似ていて分かりにくいかもしれませんが、表紙の下に令和4年2月と書いてある石狩湾洋上風力発電所計画段階環境配慮書をご準備いただき、こちらをめくっていただいて、5ページをご覧ください。

カラーの写真が載っているところですが、事業実施想定区域は石狩湾であり、図内では

黄色い枠で示された区域となります。陸域からの最短距離は1キロメートルで、住居等からの最短距離も同じく1キロメートルとなっております。

また、後でご覧いただければと思いますが、12ページには周辺の自然公園が、18ページには石狩市のゾーニングマップとの重ね合わせが掲載されております。

そして、19ページには風車の構造図が載っております。単機出力は1万2,000キロワットを想定しており、最大の高さは平均海面より約270メートルで、最大約250基を想定しております。

ページが飛んで申し訳ないのですが、次に、27ページをご覧ください。

こちらには、一個前の審議でも触れたように、他事業等の区域が掲載されております。一般海域の8事業のほかに、オレンジ色の部分ですが、港湾区域の洋上事業と陸上に複数の既設や計画中の事業があるという状況です。

簡単ですが、図書を使った説明は以上といたします。

次に、資料2-1を使って、答申に係る部分を抜粋し、1次質問、2次質問とその事業者回答について説明していきます。

なお、資料2-2については、説明を割愛させていただきますので、後ほどご参照いただければと思います。

では、資料2-1の1ページの質問番号1-2をご覧ください。

こちらは図書の公表についてです。1次質問に続いて、方法書以降の図書の継続的な公表について質問しています。これに対して、事業者からは、方法書以降についても、無断複製等や著作権、知的財産の保護の観点から、印刷、ダウンロードは制限し、縦覧期間終了後の継続した公表についても考えていないとのこと。道としては、引き続き、環境省の公表に関する考え方を踏まえ、ダウンロードや印刷、公表期間については、利便性の向上を求めていきたいと思っています。

次に、めくっていただいて、2ページの質問番号2-4をご覧ください。

石狩市では、風力発電ゾーニング計画を作成しており、生活環境と自然環境の保全上重要な地域などを環境保全を優先すべきエリアとして示しておりますので、協議予定や、その環境保全エリアを事業実施想定区域から除外しないのかを質問しています。これに対して、事業者からは、現段階では環境保全エリアを除外する予定はなく、方法書段階において配置の検討を行うに当たっては、協議しながら事業計画を進めていくとのこと。

次に、5ページの質問番号4-2をご覧ください。

洋上風力発電事業に特有な環境影響に着目した項目として、水中音と流向、流速がありますので、それらを項目として選定した上で、適切に調査、予測、評価を行うことについて見解を伺いました。これに対して、事業者からは、流向、流速については、離岸距離及び水深等を踏まえながら評価項目として選定するかの検討を実施し、水中音については、方法書の段階において項目として選定するとのこと。

次に、6ページの質問番号4-6と質問番号4-9をご覧ください。

いずれも騒音と風車の影に関する質問になります。

質問番号4-6では、調査範囲を2キロメートルの範囲で十分と判断した理由について具体的に伺い、質問番号4-9では、事業実施想定区域から2キロメートルの範囲に存在する住居等に対する環境保全措置について伺いました。これに対して、事業者からは、2キロメートルの根拠となる資料の調査地点の風力発電機よりも大型化していることが想定されますが、同じ定格出力でも騒音値に大きな差が出る等の事例があり、機種を選定が重要であるとされていることから、配慮書段階では2キロメートルの範囲を調査対象とし、住居等の施設からの距離に留意する、また、離隔距離以外の環境保全措置として、騒音パワーレベルが小さな機種を採用することを今のところ想定しているとのことです。

次に、7ページの質問番号4-21と追加4-38をご覧ください。

こちらでは、海棲生物及びその産卵場、繁殖場への影響についてどのように配慮するかを伺いました。これに対して、事業者からは、漁業関係者や専門家から情報を収集し、事業実施想定区域及びその周辺における産卵場、繁殖場などの情報を把握した上で、調査、予測、評価を行うこと、また、漁業関係者と実施の可否について検討し、騒音が低減される工法の選択の検討を行う予定であるとのことです。

次に、8ページの質問番号4-25をご覧ください。

こちらでは、水中音による海棲哺乳類への影響やネズミイルカへの施工上の影響について質問しております。これに対して、事業者からは、改めて専門家へのヒアリングの実施を検討するとのことです。

次に、同じページが一番下の質問番号4-31をご覧ください。

こちらは、海底ケーブルの敷設による藻類への影響について質問しております。これに対して、事業者からは、藻場を極力回避することや敷設時の砂の巻き上げをできるだけ防ぐ工法を用いることが配慮として必要であるとのことです。

次に、9ページの質問番号4-33をご覧ください。

こちらは景観についてです。まず、①では、本事業の規模の大きさから、通常行われる風車の見えの大きさである垂直見込み角だけではなく、水平方向の広がりや面的広がりも指標として検討すべきではないかということについて、②では、眺望点からの俯瞰景観に風車が介在する場合の評価の工夫について伺っています。これに対して、事業者からは、①への回答として、複数の建造物の群としての広がりを評価する知見等がなく、評価は難しいと考えているものの、風車群の広がりや水平視野について客観的な予測を行うこと、②への回答として、フォトモンタージュ等により標高差を勘案した俯瞰景観を予測することなどを検討しているとのことです。

以上で資料2-1についての説明を終了します。

続きまして、資料2-3の関係市町長の意見についてご説明いたします。

本配慮書の関係市町は、札幌市、小樽市、石狩市、当別町の3市1町になります。

順を追って、まず、札幌市長の意見から簡単に説明していきます。

総論と各論がありまして、まず、総論では、累積的影響への対応や事業実施区域の設定について慎重な検討を求める内容となっております。

各論については、騒音及び超低周波音、景観に対する影響について記載があります。

まず、(1)の騒音及び超低周波音による影響については、騒音及び超低周波音による影響について不安や懸念を抱く住民が多いことから、風力発電機の配置等に十分配慮するとともに、住民への丁寧な説明を行うこと、また、これまでの騒音等に関する知見や蓄積されたデータをそのまま適用可能かどうか不確かなため、今後十分留意することが述べられております。

(2)は景観についてですが、まず、アでは、フォトモンタージュの作成等により適切な方法を導入した上で住民意見を踏まえること、イでは、札幌市内の眺望点には、遠景域、または、遠景域よりも遠いところに及ぶような風力発電機の視距離が比較的遠い地点が多いため、そのような景観への影響を評価する指標についても検討すること、ウでは、地域を特徴づける自然、文化、歴史など、その地域における景観の特徴を幅広く捉えた上で予測及び評価を行うことが述べられております。

次に、小樽市長意見についてです。

1番から13番までありますので、かいつまんで紹介していきます。

まず、2番では、住民等への情報提供や丁寧かつ誠実な説明を行い、十分な理解が得られるよう努めること、3番では、漁業が妨げられることを回避するため、配慮を求める事項が4点ほど記載されております。次に、5番では、低周波音の健康被害について、こちらも地域住民から不安の声が寄せられていること、7番では、市の特性である自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害しないかを十分に検証すること、8番では、海水浴場の運営を阻害しないよう十分に配慮すること、最後に、11番と12番では、施設による鳥への影響や、建設中、稼働後の水中騒音の海域生物に与える影響について、調査、予測、評価することなどが述べられております。

次に、石狩市長の意見についてです。

こちらは、総括的事項、個別的事項の順に記載があります。

総括的事項は、風力発電事業との累積的な環境影響評価を実施すること、ウェブ上での縦覧期間の延長や印刷を可能とすることなどを求める内容となっております。

個別的事項については、騒音及び超低周波音、風車の影、海域外と海域の動物、海域の植物、景観について述べられています。

それぞれの説明は省きますが、こちらでは、最新の知見や専門家の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を十分に回避または低減することが述べられております。

最後の景観では、垂直見込み角から判断される圧迫感だけでなく、眺望点の利用特性を十分に把握した上で予測、評価を実施することが記載されています。

最後に、当別町長の意見についてです。

こちらにも総括的事項、個別的事項の順に記載があります。

総括的事項では、複数の専門家から助言を得るなどしながら、十分な調査と慎重な予測及び評価を実施し、結果を反映することが述べられています。

個別的事項は、騒音及び超低周波音、動物、植物、景観についてとなります。

いずれも最新の知見や専門家の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を十分に回避、低減することとされておりまして、動物の項目では、海産魚類の産卵場や稚仔の生息場などに関する詳細な調査を行うことに触れられています。

関係市町長意見については以上になります。

続いて、資料2-4の答申文（案）たたき台についてご説明します。

こちらは、もちろん事業ごとの内容にはなりますが、石狩湾内において先行する事業と周辺環境や懸念される事項が基本的には変わらないため、従来どおりの構成、内容となっております。

まず、前書きから説明していきます。

1段落目には、本事業の特性として、陸域からの距離、風車の数、最大出力などを記載しています。

2段落目では、石狩湾周辺の地域特性を説明していきまして、区域及びその周辺には、国定公園や海鳥の重要生息地があること、また、他事業の存在について、評価書の終了から建設までの間において風力事業も対象となるよう「環境影響評価法令の対象」として、従来から文言を若干修正しています。

続きまして、1の総括的事項についてです。

まず、(1)では、従来と同様の流れで、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって、科学的根拠を求めております。

(2)では、事業実施想定区域の設定について、検討過程の説明が不十分で分かりにくいことを指摘し、方法書での改善を求めています。

(3)では、評価項目の選定について、水の濁り、流向、流速、水中音などの影響が懸念されることから、方法書以降の手続では、影響を受けるおそれがある項目について漏れなく評価項目として選定した上で、適切に調査、予測、評価を行うことを求めています。

(4)は、ほかの既設風力発電所などとの累積的影響が生じるおそれがあることについて記載しております。

めくっていただいて、2ページ目をご覧ください。

(5)は、石狩市のゾーニング計画を踏まえた計画とすることを記載しています。

(6)は、住民との相互理解の促進について書かれておりまして、各市町から騒音及び超低周波音に係る意見が多く寄せられている状況を勘案し、丁寧な説明を行うこと、そして、漁業関係者からの理解が得られるよう調整することが求められております。

(7)では、図書の公表について利便性向上に努めるよう求めています。

続きまして、個別的事項についてです。

まず、項目については、昨年審議した事業と同様に、動物、植物、生態系、景観の4項目と、本事業は住居等から2キロメートル以上の離隔距離が取られていないため、騒音等及び風車の影を加えた5項目としております。

最初に、(1)の騒音等及び風車の影についてですが、

今回、2キロメートルの範囲内に住居等が1万軒以上ありますので、「多数存在しており」とあるように、「多数」という表現を入れたほか、風車のサイズが大きく、基数も多いため、「大規模」という文言を採用し、風車と住居等の離隔距離を取るなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

次に、(2)の動物についてです。

まず、アでは、先ほどの前書きとも一部重なるのですが、重要種の生息情報などについて述べまして、このため、これらの種の生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う影響について、回避、低減することとしております。

こちらにも一部修正があります。中段の「希少な鳥類やコウモリ類の利用状況」のところについて、今までは当該区域上空を飛翔または海域を利用する可能性のある鳥類やコウモリ類としていたのですが、これら飛翔性や海域利用についてはもう分かり切っていることですので、簡単に説明するため、利用状況という表現に変えております。

また、その直後に来る「海洋生物の生息状況」についても、もともとは海棲哺乳類のとしていたのですが、前段の表現と統一するため、文言を修正しております。

イでは、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしており、こちらは従来どおりとしています。

次に、(3)の植物についてです。

アでは、海底ケーブルの敷設に伴う改変箇所の検討に当たっては、藻場への影響範囲を避けるなどして影響を回避、低減することとしております。

イでは、改変する可能性のある環境に生育する植物相を的確に把握し、重要な植物種の生育環境への影響を回避、低減することを記載しております。

また、本事業実施区域の周辺においては、アオサ、アオノリの面積が一番大きかったので、従来、コンブとしていたところを変更しております。

ページをおめくりください。

次に、(4)の生態系についてです。

こちらは項目として選定されていないのですが、工事の実施や施設の存在、稼働に伴う海域の環境変化による影響が長期間にわたり広域に及ぶおそれがあるため、最新の知見の収集に努め、専門家の助言を得ながら対象や手法について十分検討することを求めており、こちらは従来どおりとしております。

最後に、(5)の景観についてです。

アは、主要な眺望点の選定について、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討し、

その上で適切に調査、予測、評価を実施し、影響を回避、低減することとしております。なお、住民が日常生活上なれ親しんでいる場所については、本図書において選定されていますので、今回は言及しておりません。

イでは、区域及びその周辺に二つの国立公園が存在し、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや、沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることを述べ、こうした景観への影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

以上が答申文（案）たたき台の説明となりますが、1点、印刷の後に委員から意見がありましたので、次のように修正を検討しています。

まず、個別的事項の（4）の生態系の下から3行目の「海外の事例を含めた」の部分についてです。こちらは、生態系のみでなく、ほかの項目においても重要な内容となるため、重複を避けるために個別的事項からは削除し、1ページ目の総括的事項の（1）の2行目の「最新の知見の収集」の直前に挿入し、「海外の事例を含めた最新の知見の収集」とし、事業全般に係る意見にしたいと考えております。

長くなりましたが、資料の説明については以上とさせていただきます。

今の部分も含めて、ご審議をよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○**笠井（亮）委員** 答申文（案）たたき台の前文の2段落目に、これこれこういう理由で生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されていると書いているのですが、重要度の高い海域に選定しているのはどなたなのですか。

○**事務局（道場主任）** 重要度の高い海域については、図書で見たほうが分かりやすいかと思えます。

17ページに生物多様性の観点から重要度の高い海域とありますが、こちらは環境省のホームページに載っているものですので、多分、環境省で指定しているものかなと思われまます。見てのとおり、石狩湾のほぼ全域にこの重要度の高い海域がかぶっていますので、今回、前文で触れさせていただいております。

○**笠井（亮）委員** 客観的に見て分かるように、それも入れておいたほうがいいかなと思えます。

○**事務局（道場主任）** 指定した先ということですね。

○**笠井（亮）委員** はい。環境省が指定しているというのを入れたらいいかなと思えます。

○**事務局（道場主任）** こちらで検討させていただきます。

○**露崎会長** そのほかに、確認したい点や意見、改善したい点等がございましたら、よろしくお願いいたします。

先ほど事務局から出ました「海外の事例を含めた」の文言について、生態系だけでなく、

ほかの分野でも海外の事例を含めてちゃんと調べてほしいという形に書き直すことに関してはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、修正の方向で進めるということで承認されたと判断します。よろしくをお願いします。

そのほかにご意見等がございましたら、よろしくをお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、本日ご審議いただきました(仮称)石狩湾洋上風力発電所計画段階環境配慮書の答申文(案)に関しましては、「海外の事例を含めた」という文言について、全体を指すように場所を変えることと、環境省が重要度の高い海域に選定していることを明示する方向で訂正するようにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、これより議事(3)に移ります。

本日が2回目の審議となり、本日の答申を予定している(仮称)島牧村沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局(五十嵐主事) 事務局の五十嵐です。よろしくをお願いします。

本案件は、島牧村沖において1件目の洋上風力発電事業計画であります。これまでの審議と重複する内容については一部省略して説明させていただきます。

初めに、資料3-1を用いまして、2次質問とその回答についてご説明いたします。

まず、8ページの質問番号4-10をご覧ください。

こちらでは、騒音の影響に配慮し、風車と住宅等との離隔距離を確保するとの回答があったことから、水深の関係から離隔距離の確保のためには浮体式への切替えが必要になるのではないかということを含め、配置の検討について方針を伺いました。これに対して、事業者からは、現時点では着床式の計画であり、浮体式は想定しておらず、今後、海底地盤の現地調査等の結果を踏まえ、可能な限り離隔距離を確保する配置を検討し、騒音の影響を可能な限り低減する方針であるとのこと。

次に、1ページめくっていただきまして、9ページの追加4-36をご覧ください。

こちらは、図書内において、専門家ヒアリングにより、スケトウダラの生息情報や、重要度の高い海域では栄養塩が豊かなことなどの情報があったことから、このような海産資

源である魚類への影響についてどのように対応していく予定かを質問しました。これに対して、事業者からは、海産資源である魚類への影響は、環境影響評価とは別に、漁業影響調査を実施することです。

次に、裏に行きまして、10ページの質問番号4-25をご覧ください。

こちらは、動物の評価についての1次質問への回答において、沿岸から約700メートルの離隔距離を取ることで事業実施想定区域を実行可能な範囲で狭めており、動物への重大な影響が実行可能な範囲で回避、低減されていると評価していたことから、2次質問で、なぜ約700メートルを根拠として影響を回避、低減できていると評価していたのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、約700メートルの離隔距離を取ることで、実行可能な範囲で影響が低減されていると評価しているのではなく、実行可能な離隔距離の範囲が700メートルであり、その離隔距離が取られていることから実行可能な範囲で影響が回避、低減されていると評価しているとのことです。

簡単ではございますが、以上が2次質問及び事業者回答となります。

続きまして、資料3-3をご覧ください。

関係町村長の意見についてご説明いたします。

まず、1枚目は島牧村長の意見です。

(1)は、地域住民や関係団体との相互理解についての意見、(2)は、景観、騒音、風車の影の影響を回避、低減するよう求める意見、(3)は、最新の知見、先行事例、専門家の助言を取り入れることを求める意見となっております。

次に、裏に行きまして、せたな町長の意見ですが、こちらは図書の内容がおおむね妥当であるとの意見でございました。

最後に、一番後ろのページになりますが、こちらは寿都町長の意見です。

総括的事項では5項目が挙げられていまして、水深も考慮し区域を精査すること、方法書において海底ケーブルや送電線ルート等についても調査、予測、評価をすること、特に、漁業協同組合に説明し、合意形成を図ること、想定される風車の設置による改変面積を適正に考慮すること等が記載されています。

個別的事項では、まず、水環境として、流向、流速、水中音について、適切に調査、予測及び評価を行うことが記載されており、景観では、垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲に磯谷高原が含まれているが、今回眺望点として選定されていないことが記載されております。

簡単ですが、資料3-3については以上となります。

次に、質問と町村長意見を勘案した上で、資料3-4の答申文(案)たたき台を作成しましたので、ご説明いたします。

本たたき台は、石狩湾のほかの洋上風力発電事業の知事意見をベースに作成しております。

まず、前書きの1段落目では、事業の概要について、区域や風車の構造、規模を記載し

ていますが、今回は、先ほどの石狩湾の事業と違い、水深の記載を削除しています。理由としましては、今回の事業区域は、水深の幅が広く、水系の地形が複雑であるため、区域概況として不要ではないかと判断したことによるものです。

次に、2段落目は、こちらも石狩湾とは区域の概況が違いますので、書きぶりが変わっておりまして、狩場茂津多道立自然公園に隣接しているなどの区域の概況を記載しております。また、こちらは、先ほど笠井亮秀委員から意見があったように、生物多様性の観点から重要度の高い海域については、先ほどの事業と同様に文言を検討いたします。

戻りまして、次に、総括的事項に移ります。

まず、総括的事項の（１）は、従来どおりですが、先ほどの議事に変更しましたように、海外の事例についても記載するよう修正させていただきます。

また、少し飛びますが、（４）の生態系についても先ほどと同様に修正いたします。

戻りまして、次に、総括的事項の（２）からの説明ですが、こちらも洋上の事業ですので、基本的には先ほどの事業と同様となっております。ただ、異なる点としては３点あります。１点目として、（２）の区域設定の記載は本配慮書の記載に合わせております。２点目として、石狩市のゾーニング計画については、今回は島牧村沖なので、記載しておりません。３点目として、（５）の相互理解の記載について、町村長意見等において関係市町や住民等から不安や懸念があるといったことが認められていないため、記載していませんが、意見の中身としては同趣旨となっております。

次に、２の個別的事項に移ります。

（１）は、騒音及び風車の影についてです。

こちらも先ほどの事業とほぼ同様の記載となりますが、文章の冒頭の記載が少し異なっておりまして、頭から読みますと、「事業実施想定区域の沿岸には広範囲にわたって住居や福祉施設等が存在しており、」ということで、今回の区域の実態に合った記載に変更しております。

（２）は、動物についてです。

アでは、先ほどの事業と同様に影響の回避、低減を求めています。１行目から例示している種や生息地等の情報が異なっているため、区域の状況や図書の第４章に記載されているものに合わせて、書きぶりを変更しております。

イは、動物相についてで、従来と同様になっております。

（３）は、植物についてです。

こちらも従来と同様に、アでは主に藻場の植物への影響について、イでは植物相について記載しております。

（４）の生態系についても同様です。

最後に、（５）は景観についてです。

アは、こちらもほぼ同様でありまして、主要な眺望点について、関係機関等へのヒアリングにより、ほかに選定すべき眺望点がないかについて検討を求めています。ただ、違

う部分としまして、3行目の「特に」以降について、「日本海を望むことができる磯谷高原が存在することから、改めて主要な眺望点がないか確認すること。」を追加しております。こちらの記載については、先ほど紹介しました寿都町長の意見を反映し、追加したものでございます。

イでは、狩場茂津多道立自然公園と隣接することを示した上で、従来の洋上事業と同様に、垂直見込み角だけでなく、沿岸から日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響の回避、低減を求める意見としております。

簡単ですが、以上が答申文（案）たたき台についての説明となります。

それでは、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問やご意見、確認等をお願いいたします。

資料3-1の質問番号4-36の動物の追加のところですが、漁業影響調査の結果について、我々はどのような形で見ることができるのでしょうか。

○事務局（五十嵐主事） 今回初めて出てきたもので、事業者に詳しく聞いていないのですが、今後、事業が進んで方法書段階に行くときにQ&Aなどで確認します。

○露崎会長 その前に確認はできませんか。というのは、この書き方だと、漁業影響調査をするからいいのだという話なのだと思うのですよね。我々が肝腎の調査結果を見ないでいいか悪いかなんて判断できるわけがないので、可能であれば見られる形にしてほしいですし、もっと言うと、これこそネットなどで公開してくれてもいいような内容なのではないかと思うのです。どういう調査をするかというのも不明なわけですよ。であれば、何をどう調べて、どういう形で公表するのかを後でお教えいただけませんか。

○事務局（五十嵐主事） 分かりました。Q&Aのタイミングはもうないのですが、事業者を確認して委員の皆様にご共有させていただきます。

○露崎会長 そのほかにございませんか。

○先崎委員 ご説明をいただいた質問番号4-25の2次質問についてですが、②への回答がよく分からないなと感じています。どういうことかということ、事業者は、とにかく陸から離すことで実行可能な範囲で影響が回避または低減されていると評価しているのだと思いますが、そもそも陸から離れば影響が小さくなるということの科学的根拠は示されてきたのでしょうか。

○事務局（五十嵐主事） 今のご意見は海域の動物についてということですのでよろしいでしょうか。

○先崎委員 そうです。海域といいますか、陸域でも、とにかく生き物への影響が陸から離れば離れるほど小さくなるよということの妥当性ですね。先ほどの昆虫の話もそうですが、例えば、陸にすんでいる鳥でも渡りの時期には洋上をいっぱい飛ぶわけですので、700メートルを離れたところで一緒だという可能性もあるわけですよ。

○事務局（五十嵐主事） 今回のQ&Aでは、そこまで確認し切れておらず、確認不足な

ところがあったと思っています。ただ、これ以降、Q&Aのタイミングがないので、次回以降の洋上の事業において、もし同じような離隔距離を取ることでという話が出てきた際には単純に離隔距離で考えられるのかについてもちゃんと質問したいと思います。

○先崎委員 何となくですが、②への回答がちゃんとなされていないことで、引き延ばされているというようなことになっていると思うのですけれども、また同じようなことが疑問として出てきてしまっている気がするのですよね。これは、質問ではなく、事業者の問題かもしれませんが、何とか狙いの回答をちゃんと得られるような質問をお願いできればなどと思います。

○露崎会長 確認や質問事項、ご意見や修正点も含めて、ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、ただいまご審議いただきました(仮称)島牧村沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文(案)に関しましては、先ほどの事業のたたき台の修正を受けまして、選定機関の明示及び「海外の事例を含めた」というのを全体を指すコメントとして修正するという2点でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたします。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただきまして、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

この後、5分の休憩を入れたいと思います。50分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

[休 憩]

○露崎会長 それでは、再開いたします。

これより議事(4)に入ります。

本日が1回目の審議となります(仮称)せたな松岡風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局(道場主任) それでは、青色の図書が2冊あるのですが、そのうち、せたな松岡と書いてある図書と資料4-1と資料4-2をご用意ください。

資料4-1はこちらからの1次質問及び事業者回答、資料4-2はそれに対応する別添資料となっております。

まず、概要について説明していきます。

事業者は、インベナジー・ウインド合同会社でありまして、本審議会には5月9日付で諮問をさせていただいております。縦覧期間は4月28日から5月30日までで、一般意見の募集も同じく5月30日までとしております。知事意見は、事業者から4月28日から100日程度を期限として求められておりまして、ちょうど100日後は8月6日となります。

それでは、図書について説明していきます。

3ページをご覧ください。

こちらは文章だけとなりますが、本事業は、単機出力4,200キロワットから6,100キロワットの風車を最大32基設置するもので、総出力は19万5,200キロワットを想定しております。

次に、事業実施想定区域についてです。

そのまま1枚めくっていただいて、5ページをご覧ください。

図内の黄色の線で囲われた箇所が事業実施想定区域になります。斜線部分は発電機の設置対象外エリアとなりまして、7ページ以降を見ると、フローに従って事業エリアを絞り込んでいっているのが分かるかと思えます。その説明は省略させていただきます。

本事業の関係町は、せたな町と今金町となります。

また、事業実施想定区域とその周辺の状況については、23ページに写真がありまして、こちらは撮影箇所が集中してしまっているのですが、方法書段階で他地点の写真も追加する予定であることを1次質問にて確認しております。

次に、30ページをご覧ください。

こちらは、周囲における他事業の概要図となります。図内の黒線が今回の事業実施想定区域でして、稼働中の事業は、せたな町の洋上風力発電所の風海鳥、せたな大里ウインドファームの2事業、計画中の事業は、北檜山ウインドファーム事業、檜山エリア洋上風力発電事業、せたな太櫓ウインドファーム事業の3事業でございます。また、図にはないのですが、本事業地の南東において、現在、今金風力発電事業が配慮書の縦覧中となっております。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物についてです。

61ページをご覧ください。

小さいのですが、環境省のEADASのセンシティブティマップが載っています。こちらを見ると、事業実施想定区域が注意喚起レベルA3に該当しております。

今気づいたのですが、凡例が載っていないので、2次質問において指摘し、別添資料等で凡例を示してもらおうかと思えます。

また、鳥類の渡りのルートとは重なっていないものの、オジロワシ、オオワシ、チュウビ、クマタカの分布が確認されております。

次に、植物についてです。

80ページをご覧ください。

こちらは現存植生を示す図となりまして、事業実施想定区域の中南部では、ブナーミズナラ群落が多く分布しており、北部では、植林地のほか、狩場山一帯においてチシマザサーブナ群団が分布しております。

また、植生図の北部に東西に伸びた線があるかと思いますが、こちらは、環境省のホームページにある5万分の1の現存植生図を表示させるとどうしても出てしまうそうです。さらに、配慮書の作成段階では、2万5,000分の1の植生図がまだ公開されていなかったとのことですが、質問をしたところ、方法書以降では2万5,000分の1の植生図を活用するとの回答をいただいております。

次に、98ページをご覧ください。

こちらは重要な自然環境のまとまりの場の図ですが、こちらを見ますと、事業実施想定区域の北部に、青色で示しているように植生自然度9の地区がありまして、区域周辺には、狩場茂津多道立自然公園、特定植物群落の狩場山塊ブナ林、鳥獣保護区などが存在していることが分かります。

次に、景観についてです。

1枚めくって、100ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の状況についての図ですが、地上高210メートルの風力発電機が垂直視野角1度以上で視認できる可能性のある範囲の12.1キロメートルを目安として抽出されていまして、事業実施区域内の真ん中にある真駒内ダムをはじめ、狩場山や立象山公園、今金総合公園などが挙げられておりまして、これらは人と自然との触れ合いの活動の場にも選定されております。

続きまして、飛んで183ページをご覧ください。

こちらは計画段階配慮事項の選定表ですが、項目として、騒音、超低周波音、地形及び地質、風車の影、陸域の動物と植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場が選定されております。

まず、騒音と超低周波音について、193ページをご覧ください。

こちらは事業実施想定区域から配慮が特に必要な施設までの最短距離を整理した図ですが、学校や福祉施設とは約1.3キロメートル、医療機関とは3.3キロメートルの離隔距離があることが示されておりまして、事業実施想定区域から2キロメートル以内には330戸の住宅や施設が存在しています。

めくっていただき、194ページに評価結果がございますが、距離に留意した風力発電機の配置及び機種を検討、超低周波を含めた音環境を把握し、風力発電機の選定状況に応じたパワーレベルを設定した上で予測計算を行うとともに、騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討することで、方法書以降の手続において留意することによって、重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

こちらは資料4-2において記載の修正版が出されておりますので、後ほどそちらにてご確認をいただければと思います。

また、風車の影については、離隔距離に留意した風力発電機の配置や機種を検討、風車の影の影響範囲の時間をシミュレーションによって把握し、必要に応じて環境保全措置を検討することで、騒音と同様の評価を行っております。

次に、地形及び地質について、1枚めくっていただき、196ページをご覧ください。

事業実施想定区域には、瀬棚段丘と熊戻り溪谷が分布しておりまして、そのうち、熊戻り溪谷については、直接的な変更を行わない計画としているため、方法書以降の手続において対象事業実施区域から除外される旨を資料4-1の4ページの質問番号4-6にて確認しております。

また、瀬棚段丘については、住居等、道路、耕作地及びほかの風力発電事業等で既に変更が行われていることを重大な影響の回避または低減が可能であることの理由としているのですが、先ほどと同じく、資料4-1の事業者への質問にて、変更の有無ではなく、累積的影響を考えるべきではないかと質問しまして、他風力発電事業との累積的影響の評価は、方法書以降の手続において検討することを確認しております。

次に、動植物について、222ページをご覧ください。

まず、動物についてですが、海岸や干潟を主な生息環境とする重要な種については、一部、内陸部の水域を利用している種や樹木で営巣する種が含まれることから、生息環境の変化等が生じる可能性があるとしております。

河川、湖沼、湿地などを主な生息環境とする重要な種については、直接変更に伴う生息環境の変化が生じる可能性は低く、重大な影響はないと評価する一方、近接する水域に関しては、濁水による間接的な影響が生じる可能性があるとしております。

樹林、草地、耕作地及び市街地を主な生息環境とする重要な種については、その一部が直接変更される可能性があることから、生息環境の変化に伴う重大な影響が生じる可能性があるとして評価しています。

また、コウモリ類と鳥類については、事業実施想定区域の上空を飛翔する可能性があることから、バットストライク、バードストライクが生じる可能性があるとしております。そのため、本ページの下に書いてある方法書以降の手続において留意する事項を実施することによって環境影響の回避または低減を図るとしております。

次に、植物について、資料4-2の15ページをご覧ください。一旦図書から離れて、事業者から提出されている修正版で説明しようと思います。ページ数は、資料の右下に書いてあるものを参照していただければと思います。

高山、岩場及び海岸を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域に主な生育環境が存在しないこと、また、巨樹、巨木林、天然記念物は、事業実施想定区域には存在していないことから重大な影響はないと評価しています。

河川、湖沼、湿地などを主な生息環境とする重要な種については、直接変更に伴う生育

環境の変化が生じる可能性は低く、重大な影響はないと評価する一方、近接する水域に関しては濁水による間接的な影響が生じる可能性があるとしております。

また、樹林、草地、農耕地、路傍などを主な生育環境とする重要な種のほか、植物の重要な群落として、先ほども言ったとおり、植生自然度9の群落が事業実施想定区域の北部に存在しています。また、特定植物群落である狩場山塊ブナ林が事業実施想定区域に近接してしまっていて、これらの群落が事業実施想定区域に連続して存在することから、これらの一部が改変されることにより、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があります。こちら動物と同様に、下記の方法書以降の手續において留意する事項を実施することにより、環境影響の回避、低減が可能と評価しております。

次に、生態系について、そのまま資料4-2で説明していきます。

17ページご覧ください。

こちら同じように事業者から修正版が提出されております。

重要な自然環境のまとまりの場への影響予測の結果、自然保護区、自然公園、植生自然度10に該当する区域、IBA及びKBA、生物多様性の観点から重要度の高い湿地は事業実施想定区域に存在しないことから、重大な影響はないものと評価する一方、保安林、特定植物群落、植生自然度9に該当する区域は一部が事業実施想定区域に存在してしまっていて、コウモリ類や鳥類といった飛翔する種については施設の稼働に伴いブレードへの衝突が生じる可能性があるとして予測しておりますが、方法書以降の手續において留意する事項を実施することにより、重大な影響は回避または低減されると評価しております。

一旦資料から離れまして、図書に戻って、254ページをご覧ください。

こちらで景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について説明していきます。

事業実施想定区域内には、主要な眺望点かつ人と自然との触れ合いの活動の場である真駒内ダムがありますが、こちらは風力発電機の設置対象範囲外にあり、直接的な改変は生じず、重大な影響はないと評価しております。

ただ、眺望する場所によっては最大垂直視野角が大きくなり、眺望景観に影響が及ぶ可能性があります。事業実施想定区域を可能な限り絞り込み、最大垂直視野角を極力小さくしていることから、重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

方法書以降の手續において留意する事項としては、主要な眺望点の主眺望方向や対象、眺望点の利用状況を踏まえて、風力発電機の配置を検討すること、フォトモンタージュ法によって景観への影響を予測し、必要に応じて風力発電機の配置の再検討などの環境保全措置を検討することとしております。

長くなってしまいましたが、事業概要の説明は以上としまして、1次質問と回答について、資料4-1を用いて説明いたします。

まず、1ページの下の方にある質問番号2-6をご覧ください。

累積的影響について、今後どのように対応していく予定かを質問しました。これに対し

て、事業者からは、区域周辺には、既設及び環境影響評価手続中の事業が複数存在し、稼働中の事業者にはヒアリングを実施する予定、また、工事準備中の案件について、評価書までまとまっている案件については評価書を参考に各項目の累積的影響について調査してまとめる予定、他事業の情報入手については現段階では協議等を実施していないとのことです。

次に、3ページの下から2番目の質問番号4-4をご覧ください。

住居等との離隔距離について、500メートルの妥当性について伺っています。これに対して、事業者からは、根拠となる400メートルからさらに100メートルの離隔距離を取ることで生活環境への配慮を図ったものの、風車自体は、根拠となる環境省の報告書よりも大型化しているため、今後の現地調査結果を踏まえ、事業計画がより具体的になった段階で、計画する風車の規模や騒音レベルを勘案した上で、風車の基数、配置と離隔距離を判断し、検討してまいるとのことです。

めくっていただきまして、一番後ろの6ページの質問番号4-19をご覧ください。

こちらは、眺望点からの風力発電機の見えの大きさについて、区域の絞り込みによって眺望点からの距離がどう変化したか、どのように離隔距離を確保したかについて伺いました。これに対して、事業者からは、現時点において眺望景観を主としての区域の絞り込みは行っていないのですが、騒音等の観点から、住宅等から一定の離隔距離を確保するよう絞り込んだことにより、風車からの離隔距離が確保でき、居住地からの見えの大きさを可能な範囲で低減しているとのことです。

こちらの回答を踏まえて、事業実施想定区域内にある真駒内ダムについて、どのように影響の回避、低減を行っていくつもりかを伺いました。これに対して、事業者からは、現段階では、風力発電機の手前に存在する樹木や建物等の遮蔽物を考慮していないため、発電機の設置位置は今後さらに絞り込まれること、地形の起伏や建物、樹木等に遮蔽されることなどにより、実際の垂直視野角は配慮書の予測よりも小さくなると考えており、また、適切な環境保全措置を講じ、影響を極力低減するよう努めるとのことです。

長くなりましたが、1次質問と回答についての説明は以上とさせていただきます。

本案件についても、2次質問まで行いまして、次回、答申文(案)の審議をお願いしたいと考えております。委員の皆様には、審議の後にご質問がありましたら、一番最初にあった石狩市沿岸洋上風力発電事業と同様の期限にてご意見をいただければと思っております。詳細はまた改めてメールでご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見を願います。

私からは1点です。23ページに予定地の景観の写真が載っていますよね。ただの草原のところはちゃんと撮っていて、ここしか撮れなかったからという説明だった気がするのですが、216ページの植生図を見ますと、恐らくブナ・ミズナラ林が予定地の大半を占

めるので、個人的にはその写真が欲しいなと思っています。そういう要望はできないですか。

○事務局（道場主任） 2次質問の段階でその写真をいただけないかどうかを確認してみてもよろしいでしょうか。

○露崎会長 ほぼ間違いなく欲しいというか、必要な写真なので、よろしくお願いします。

○事務局（道場主任） 分かりました。2次質問で写真を要求してみようと思います。

○露崎会長 そのほかにございませんか。

○澁谷委員 今回の会長のお話とも関連するのですが、この地域は日本のブナの北限に当たりまして、北側にある狩場山周辺の国有林では、今、ブナ林を保護しようということで、結構大きな面積でくくって指定をかけております。ここは日本の中でもブナ林がまとまって残っている地域として非常に重要度が増しているのです、やっぱりブナ林に影響が及ぶような事業の仕方はぜひ避けていただきたいのですよね。

今、露崎会長からも草原ばかりが写っているというご指摘がありまして、これから写真を出してくださるということですが、私も森林域に関しての影響評価は非常に慎重にやっていたかと思っております。特にブナ林に関しての影響評価は、通常の影響評価と同じように考えないでほしいと個人的には思いますね。法律の範囲内でできることは決まっているのかもしれませんが、可能であれば、業者にこの地域のブナ林について少し慎重に考えていただくように伝えていただければと思います。

○事務局（道場主任） 今回の件について、2次質問の段階で考え方についてこちらから投げかけてみようかと思っております。

○露崎会長 そのほかにも、ご質問やご意見、確認事項等がございましたら、よろしくお願いします。

○鈴木委員 この事業者は、環境影響を受ける範囲として、せたな町と今金町の二つを考慮しておられるようで、一貫してそのような記述になっているのですが、先ほどご説明いただきました厚い資料の246ページにあります図の4. 3-10を拝見しますと、島牧村からも見えることが分かりました。

そこで、これに関連して、事業者が1次質問にどのように回答されているかを拝見しますと、例えば、資料4-1の質問番号1-3では、関係自治体として、やはりせたな町と今金町に説明をしていると書かれていて、島牧村にはどうも聞いていないような感じがするのです。

また、もう1枚めぐりまして、質問番号3-6の関係自治体とどういった交流をしているのかという指摘への回答を拝見しても、島牧村と交流しているかどうかははっきり分からないような状況なので、島牧村には意見を伺う予定が全くないのか、あるいは、何らかの事情があって外しているのかを確認させていただきたいと思っております。

○事務局（道場主任） もしかしたら市街地から見えないなどの理由で載せていない可能性もあるかと思っております。確かに、眺望点としては島牧村も選定されていますし、実際に調

査範囲にもかぶっておりますので、こちらについてどのように考えているかを2次質問で投げかけてみようかと思えます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等をよろしくお願ひします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、これらを参考に2次質問をよろしくお願ひします。

それでは、これより議事(5)に入ります。

本日が1回目の審議となります(仮称)せたな太櫓ウインドファーム事業環境影響評価方法書についてです。事務局から、事業概要等の説明及び一般意見の概要と事業者の見解、主な1次質問とその事業者回答の報告をお願ひします。

○事務局(川村係長) 事務局の川村です。よろしくお願ひします。

初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本事業につきましては、昨年1月に配慮書手続が開始されまして、昨年3月及び4月に審議会でご審議をいただきました。方法書については、今年4月に道へ送付され、4月26日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日が1回目の審議となります。

また、事業者から送付があった方法書についての意見概要と事業者見解については、6月8日に受理しておりまして、それに伴い、知事意見は9月6日が期限となっております。

本事業については、2回のご審議をいただくことを予定しております。

また、意見概要と事業者見解につきましては、後ほど資料5-1を用いてご説明させていただきます。

まず、1回目の審議ですので、図書の概要についてご説明します。

せたな太櫓ウインドファーム事業の図書をご覧ください。

表紙に記載がありますとおり、事業者は、五洋建設株式会社です。

図書の4ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が最大で5,000キロワット程度の風力発電機を最大20基程度設置する計画であり、総出力は最大8万6,000キロワット程度となります。

区域の面積は約530ヘクタールで、そのうち、風力発電機の設置予定範囲は約447ヘクタールとなっております。

隣のページの5ページをご覧ください。

対象事業実施区域につきましては、せたな町内に位置する計画となっております。

また、配慮書から方法書に進む際に区域の見直しがされておりまして、その経緯につきましては、図書の後ろのほうの338ページに図が示されておりまして、

利用可能性が低い箇所について対象区域から除外したとされておりまして、環境への配慮の観点からの絞り込みについては図書に記載されていなかったことから、1次質問で尋ねたところ、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林に指定される範囲が含まれていることから、環境配慮の観点からも絞り込みがなされているものと考えていますとの回答がなされています。

一方、追加となっている区域もありまして、主に南側の区域において、北海道電力ネットワーク株式会社の風力発電事業に係る募集環境が変わったことから、新たに利用の可能性が見込まれていることが理由とされておりますが、追加した範囲の大部分が保安林となっています。こちらについても事業者が環境への配慮の観点からの考えを1次質問で尋ねたところ、環境影響を回避または低減できる可能性が高いと考えられる範囲であると考えている旨の回答がなされています。

次に、図書の前のほうに戻っていただきまして、16ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の他事業についてですが、複数の事業が存在しておりまして、中でも、北檜山ウィンドファーム事業については、区域の大部分が重なっているという状況です。

1ページ戻っていただきまして、15ページには事業の一覧が記載されておりまして、北檜山ウィンドファーム事業については評価書が確定しているとのことです。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

35ページをご覧ください。

対象事業実施区域は、重要な地形、地質である太櫓段丘に位置するほか、周囲には瀬棚一川尻海岸が存在しております。

次に、動物について、46ページをご覧ください。

こちらはEADASのセンシティブティマップの図です。区域が位置するメッシュについては情報なしとされていますが、北側に隣接するメッシュとして注意喚起レベルA3が確認されており、チュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの生息情報があるとのことです。

また、53ページをご覧くださいますと、渡りルートの図が示されておりまして、対象事業実施区域周辺において、上の図からはノスリや海ワシ類の渡りルートが、下の図からは秋季の夜間の渡りルートが確認されています。

次に、植物について、64ページをご覧ください。

区域及びその周囲には、植生自然度9または10の植生が存在しており、方法書段階で追加となった南側の区域には、植生自然度9に分類されるチシマザサーブナ群団が存在します。

次に、重要な自然環境のまとまりの場について、69ページをご覧ください。

区域及びその周辺には、保安林や植生自然度が高い場所があり、方法書段階で追加となった南側の区域の大部分は水源かん養保安林となっています。

次に、景観について、74ページをご覧ください。

主要な眺望点ですが、周辺には、ふとろ海水浴場、後志利別川河口などが存在しています。

次に、配慮が特に必要な施設について、98ページをご覧ください。

学校や医療・福祉施設等が周辺に8か所ありまして、最も近い場所までの距離は約4.2キロメートルとなっています。また、隣の99ページには住宅の位置が示されていま

て、主に海岸側の道路沿いに位置しており、内陸側にある最も近い住宅までの距離は約 500メートルとなっています。

ここからは、第6章の環境影響評価の項目及び手法についてご説明いたします。

229ページをご覧ください。

こちらは項目の選定結果の一覧となりますが、一般的な陸上風力に関わる項目はおおむね選定されています。また、超低周波音については、参考項目ではありませんが、区域の周囲に住宅等が存在することから、環境影響評価項目として選定することとされています。

次に、235ページをご覧ください。

このページから3ページにわたって累積的影響に関する選定項目について、表が示されておりまして、騒音及び超低周波音、地形及び地質、風車の影、動物、植物、生態系、景観といった項目について、累積的影響の予測、評価を実施するとされています。

続いて、環境影響評価の手法について、主な項目に絞って説明させていただきますが、ここからは資料5-2の1次質問及び回答も併せてご説明させていただきますので、資料5-2もお手元にご用意いただければと思います。

まず、騒音、振動に関して、図書の250ページをご覧ください。

ここから253ページに調査地点の位置図が示されておりまして、1枚めくっていただきまして、252ページをご覧くださいますと、施設の稼働に係る騒音及び超低周波音の調査地点が示されています。

これに関しまして、資料5-2の5ページの質問番号6-7におきまして、調査地点の7は、より対象事業実施区域に近い位置に住宅があるほか、区域と調査地点の間に山があると思われることから、調査地点が適正であると考えた理由を質問しました。これに対して、事業者からは、北側の最寄りの地点として調査地点1を設定しており、その上で、東側において地権者と調整の上、土地を確保できた地点として、調査地点7を設定したとのことです。

続いて、図書の272ページをご覧ください。

こちらのページからは、動物に関する各調査の手法が示されています。一例ですが、コウモリ類については、直接観察法、捕獲調査、夜間調査、高度別音声モニタリング調査を行うとされておりまして、隣の273ページに記載されておりまして希少猛禽類につきましては、定点調査と営巣木確認調査を行うとされています。

これらの調査の補足としまして、植物に関する調査も含め、先ほどの資料5-2の5ページの質問6-14において踏査ルートについて質問しております。こちらにつきましては、別添資料として図が示されているところです。

続いて、景観についてですが、図書の300ページの調査地点の位置図において、主な眺望点として5地点、日常的な視点場として4地点の計9地点の位置が示されています。

調査地点の選定に関しまして、資料5-2の9ページの質問番号6-33で、配慮書時点では選定されていなかった日常的な視点場を追加地点として選定した理由について質問

しております。これに対して、事業者からは、発電所に係る環境影響評価の手引きに基づいて、住宅の分布が集中する地域周辺を選定したほか、水垂岬については、配慮書における審査を踏まえて追加したとのことです。

最後に、337ページをご覧ください。

こちらの表には、左側に配慮書段階で想定していた環境影響の重大性に関する内容が、右側に方法書段階で区域の変更を行ったことにより環境影響の程度がどう変わったかが記載されています。内容としては、全ての項目において環境影響は同程度とされており、植物に関しては、今後の現地調査において適切な調査を行うとされています。

これに関しまして、資料5-2の9ページの質問番号7-2において、評価内容に関する見解を質問しております。これに対して、事業者からは、配慮書段階における予測、評価の観点から大きな変化はない、配慮書における予測評価は、環境の有無のみで行っており、その面積については取り扱っていないことから、質的な影響の程度は同程度であるとのことです。

図書の概要につきましては以上となります。

次に、先ほどご紹介しました方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明いたします。

資料5-1をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、1ページの下の方にある(5)の縦覧数については0名、次のページに行きまして、2ページの上の方にある環境影響評価方法書についての説明会の開催の参加者数は10名、また、3の(3)の意見書の提出状況については0通であったとのことです。

本事業の説明については以上となります。

今後の予定ですが、先ほどの事業と同様に、委員の皆様には事業者への2次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。メールにて後日依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

1点だけです。縦覧者数が0名なのですが、事業者からこれは何が理由だと理解しているかを聞いていませんか。0名だから住民は全員賛成だったという解釈だけはしてほしくないで、その辺の認識について何か情報あったら教えてください。

○事務局（川村係長） その点については、事務局にも情報が入ってきていないところです。説明会には10名が参加されているという情報もありますので、地元の方との説明会以外でのやり取りも含め、2次質問で確認していきたいと考えております。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○大原委員 厚い資料の43ページに昆虫のリストがあって、一番下のところに文献の4番として狩場茂津多道立自然公園総合調査報告書とあります。1ページをめくると北海道環境データベースというものがあって、文献の4番と10番、あるいは、15番も、多分、水辺の調査のデータベースで、4番のデータが全て10番の辺りに組み込まれているのかなと思ったのですが、このリストを見てそうではないのだということが分かりました。

そこで、先ほどのせたな松岡のところは、非常に近くて、狩場山が入るのですが、そちらでは4番の文献が網羅されていないことに気がつきましたので、前の案件になってしまいますが、その文献にも配慮していただければと思います。

実は、ここの注目すべき昆虫というところに4番からの文献が来ていまして、前のせたな松岡の風車のリストにも恐らく関わってきてしまうのではないかと思うので、前の案件になってしまい、申し訳ありませんけれども、コメントをさせていただきました。

○事務局（道場主任） 申し訳ないのですけれども、もう一度教えていただけますか。松岡のほうに載っていない文献でしょうか。

○大原委員 松岡のところでは、恐らく4番が出ていなくて、10番と15番のデータベースを拾っているようなのですね。そのリストを見ていたときは、北海道環境データベースがかなり文献を網羅しているので、そのデータも含んだ上での配慮書になっているのかなと思っていたのですが、こちらのリストを見たら、10番、15番に丸がないところがあるのですね。ということは、このデータは10番のデータベースでは網羅されていないとか、拾われていないということになりますので、せたな松岡のほうの配慮書でも4番の文献についてもう一度検討していただいたほうがいいかなと思いました。

狩場茂津多で、そこが長く、この二つの風力発電が建つところを調査したもので、私も関わっており、よく分かっているのですけれども、そういったものですので、検討していただければと思います。

○事務局（道場主任） 分かりました。2次質問でこの部分を確認してみます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

○澁谷委員 今のご説明では、事業予定区域が変更されて、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林が外されて、新たに水源かん養保安林のほうに広がったということだったと思いますが、それで間違いないでしょうか。

○事務局（川村係長） 図からはそのようになっておりますし、事業者の回答内容もそのようになっております。

○澁谷委員 やはり、水源かん養保安林のところも森林が連続していることが非常に重要となってきますので、次の質問では、どうしてここに広げなければいけなかったのか、どういう必要性があってここに広げたのかをぜひ聞いていただきたいと思います。当然、この保安林の中には入らないほうが好ましいわけですが、何らかの必然性があったのだろうと思います。法律上では、多分、風車が設置できるのだろうと思うのですが、できれば避けるべきところかなと思いますので、その辺の事情をしっかりと聞いていただければと思

います。

○事務局（川村係長） 2次質問で対応させていただきます。

○露崎会長 水源涵養保安林には広げるべきではなかったにもかかわらずという感じで、本来は外してほしいということが伝わるようにできるとうれしいのですが、可能でしょうか。

○事務局（川村係長） できるだけ文言を整理したいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、議事（5）に関しましては、以上で質疑を終わりますので、2次質問をよろしくお願いいたします。

続いて、議事（6）に入ります。

本日が2回目の審議となります幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後に希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際には申し出てください。

まず、事務局から主な2次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（川村係長） 引き続き、川村から説明させていただきます。

幌延風力発電事業更新計画の準備書につきましては、本日が2回目の審議となります。

資料に沿いまして、初めに、資料6-1の関係町長の意見について説明させていただきます。

関係町は、幌延町、豊富町、天塩町の三つとなります。

最初に、幌延町長の意見です。

1の総括的事項では、（1）として、幌延町浜里地区は、利尻礼文サロベツ国立公園の近傍に位置する一方、経済活動区域となっており、年間を通じ安定した風況に恵まれた当該風力発電事業を通じて、地域における環境保全、温室効果ガス抑制等への貢献に努めることなどが記載されています。

また、（2）として、適切な評価に併せ、本地域の特性の適切な把握に努めつつ、評価書の作成を進めることとされています。

2の環境に関する事項につきましては、（1）として動植物及び生態系、（2）として景観について記載されており、バットストライク、バードストライクの回避及び低減に努めることなどが記載されています。

最後に、3のその他としまして、準備書の縦覧に対し付された意見等について十分配慮し、事業を進めることとされています。

続いて、豊富町長の意見です。

準備書に記された調査における評価はおおむね妥当であると考えているとされており、

留意事項として3点が記載されています。

1の自然環境の保護については、利尻礼文サロベツ国立公園へと連なるため、建設予定地の動植物の保全に十分な配慮を行うこと、2は景観の保護について、3のその他としては、縦覧期間中に寄せられた意見について、説明等、十分な配慮と対応を行うことなどが記載されています。

最後に、天塩町長の意見です。

1の全体的事項としましては、第7期天塩町総合振興計画や環境保全の見地から周辺住民の理解と協力が必要不可欠であることから、環境アセスメントについて積極的な周知を図りたいこと、また、住民の生活環境及び景観資源、生態系の保全に最善の措置を講じられたいことなどが記載されています。

2の個別的事項としては、項目のみのご紹介とさせていただきますが、騒音及び振動、動植物及び生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について、注意すべき点や影響の回避または十分な低減を求めることについて意見が述べられております。

資料6-1の説明は以上とさせていただきます。

続いて、資料6-2に沿って、2次質問とその事業者回答について、前回の審議における質問を中心に抜粋して説明させていただきます。

まず、3ページの質問番号2-12に関して、2次質問の③におきまして、海浜の盛土は土壌浸食により植生に影響が出るとの報告があること、また、緑化をしない裸地には侵略的外来種が定着しやすいと考えることを示した上で、改めて改変後の緑化、植栽の保全措置について質問しました。これに対して、事業者からは、盛土に泥質の土壌を使用する場合は影響が生じるが、同じ土質の土砂を使用することから影響は想定されない、また、一時的には外来植物が定着する可能性も考えられるが、自然遷移により箇所ごとの潜在的な植生の回復を目指す方針であるとのことです。

次に、8ページに行きまして、追加12-40をご覧ください。

バットストライク、バードストライクの調査に関し、既設の18年間でほぼ毎日点検を行った結果、発見数が4例であるのに対し、更新に当たって実施した29回の死骸調査、死骸集中調査での発見数は31例であったことから、発見数が大きく異なっている要因について質問しております。これに対して、事業者からは、点検時は管理用道路から見える範囲を主に確認していること、死骸調査、死骸集中調査では、風力発電設備から半径100メートルの範囲を詳細に確認しており、小型鳥類も多く確認されていることから、調査努力量の違いと考えているとのことです。

次に、11ページの質問番号13-1をご覧ください。

こちらの2次質問におきまして、植生自然度9及び10の群落は除外することが望ましいことから、影響の低減、回避についてどのように検討され、当該部分の改変を避けることはできないとの判断に至ったのかを質問しております。これに対して、事業者からは、風車設置基数を減ずることにより、植生自然度9及び10の群落の面積を低減する検討を

行い、また、オジロワシなど、他の環境への配慮も考慮して、当初計画では6基から9基としていた基数を5基に減らすこととし、植生自然度9及び10の群落の改変区域の最小化を図ったとのことです。

なお、オジロワシへの影響も配慮したとの回答ですが、これに関連する質問としまして、ページは戻るのですけれども、8ページの一番下の追加12-42をご覧ください。

バードストライクに関し、年間衝突数の推定について、準備書では既設の28基と現計画である5基の計画のみが示されていることから、方法書段階で検討されていた9基、7基、6基の場合の結果等について質問しました。これに対して、事業者からは、9基、7基、6基の場合についての予測は行っていないとのことであり、オジロワシへの影響の低減としては、営巣地からできるだけ離隔距離を取るために、基数を可能な限り減じて、南側に配置することが必要と判断したとのことです。

次に、13ページの一番上の質問番号14-3をご覧ください。

こちらは、2次質問の①及び②において、風力発電機自体が大きくなることから、ブレードの下の位置が低くなることや、その他、諸元の変更に伴うチュウヒへの影響についてどのように考えているかを質問しました。これに対して、事業者からは、新設風車において回避が生じる可能性は否定できないため、事後調査によりチュウヒの忌避行動が生じているかについて確認するとのことです。なお、こちらにつきましては、科学的根拠も求めておりましたが、そういったものは示されていないところでした。

また、③としまして、チュウヒ以外の鳥類への影響について質問しております。これに対して、事業者からは、風車から500メートル以内で減少する種と増加する種があるため、回避等については種によって異なると考えているとのことです。

次に、景観に関して、同じく13ページの一番下の質問番号15-1をご覧ください。

こちらは、2次質問において、主要な眺望方向を全ての地点から利尻山としていることについて、水平的景観に対する評価を行う場合、サロベツやパンケ沼といった現地踏査で視認された景観資源を含めた景観についても評価することを検討しなかったのかを質問しております。これに対して、事業者からは、サロベツやパンケ沼園地についても貴重な景観資源として認識しているが、水平的景観の評価に当たっては、風力発電機が横一列に並ぶ様子を捉え、水平見込み角を算出し、評価しているとのことです。

最後になりますが、一番最後の16ページの追加18-7をご覧ください。

準備書におきましては、植物に関する各環境保全措置の内容について、効果の不確実性は全てなしとされているのですが、外来植物の駆除に関しては、緑化をしない裸地には侵略的外来種が定着しやすいと考えられることや、敷きならし用の土の中に外来植物の種子が含まれることを踏まえると、効果の不確実性はありと考えられないかと質問しました。これに対して、事業者からは、一時的にフランスギクが増加することが予想されるが、繁茂したフランスギクの刈取りによる対策を実施し、初期の生育拡大を低減するとのことであり、何年程度で植生回復に至るか、時間軸に不確実性があるものの、長期的には効果の

不確実性はないとのことでした。

本事業の説明については以上となります。

今後の予定ですが、先ほどの事業と同様に、委員の皆様には事業者への3次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後日、メールで依頼させていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、道では、7月2日に公聴会の開催を予定しているところです。公述の申出状況や開催結果につきましては、次回の審議の際にご説明をさせていただきます。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見を願います。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** ごさいませぬようですので、最初に申しました非公開審議について確認したいと思ひます。委員の皆様から、希少種に関し、ご質問やご意見がある場合には、挙手をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** 挙手がありませんでしたので、非公開審議は行わないことといたします。

それでは、これをもちまして本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、願います。

○**事務局(石井課長補佐)** 事務局の石井でございます。

本日の開催は、変則的な時間での開始となりまして、混乱を引き起こしてしまい、申し訳ございませんでした。そんな中、本日は、6件の議事につきまして長時間にわたってご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の令和4年度第4回北海道環境影響評価審議会は、7月21日木曜日の午後の開催を予定しております。詳細が決まりましたら改めてご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、もう一点、オンラインでの接続についてでございます。

本審議会の公開につきまして、ウェブでの傍聴に対応できないかのご意見をいただいております。現在、オンラインではZoomを使用しておりますが、ウェブでの公開に伴う諸課題への対応に難しい面がございます。道のシステムであります道会に利用を移行できるかどうかについて、ウェブでご参加の委員の皆様にはお手数をおかけしておりますが、接続テストにご協力をいただいております。

つきましては、まだテストが完了されていない委員の方が一部いらっしゃいますので、引き続き、依頼をさせていただきたいと思っております。ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。
お疲れさまでした。

以 上